

# 鳥取縣公報

## 規則

鳥取縣規則第四十五號

災害復舊耕地事業補助規程を次のように定める。

昭和二十二年十一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

災害復舊耕地事業補助規程

第一條 風水害其の他の災害によつて荒廢した耕地及び耕地に關する公共施設（道路、水路、溜池、井堰等）を復舊しようとするものに對してはこの規程によつて毎年度豫算の範圍内で補助金を交付する。

第二條 補助金は災害の都度告示を以て補助率を定めて公布する。但し事業の爲支出する費用に對し他の團體又は個人より補助金、獎勵金又は寄附金を受けける場合はこの限りでない。

昭和二十二年十一月二十八日  
第千八百六十四號

金 曜 日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

第三條 補助金の交付を受けようとするものは第一號様式の願書に次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一、設計書
- 二、補助金交付の事業について議決又は同意を要するものは其の書類
- 三、收支豫算書
- 四、共同で事業を行う場合は代表者を定め之を證する書類

第四條 補助金を交付することを認めるときは條件を定めて指令書を交付する。

第五條 設計書を變更するときは第二號様式によつて届出なければならぬ。

前項の届出があつた場合必要があると認めるときは計畫の變更其の他必要な命令をすることがある。

第六條 知事は必要に応じて補助金を前渡することがある。

る。  
補助金の前渡を受けようとするものは第三號様式による願書を提出しなければならない。  
前渡の補助金を受けたものは年度終了後一ヶ月以内に事業成績書及び決算書を提出しなければならない。  
第七條 補助金を請求しようとするものは年度終了後一ヶ月以内に第四號様式によつて請求書を提出しなければならない。  
第八條 前條の補助金は實地検査の上査定して交付する。  
第六條によつて前渡した補助金は實地検査の上査定する。  
第九條 補助金の交付を受けるものは事務所を設け事業の状況、費用の收支、其他事業に關する事項を明かにする書類を備え付けて置かなければならない。  
第十條 補助金の交付を受けるものに對しては當該職員に書類、會計、物件、工事等々檢討させて指導監督上必要な處置を取らせることがある。  
工事検査の爲必要があるときは工事の一部をこわさせ

ることがある。此の場合其の部分の復舊費は事業者が負擔するものとする。  
第十一條 次の各號の一に該當するときは補助金交付の指令を取消か又は既に交付した補助金の全部或は一部を返させることがある。  
一、この規程に違反したとき又は不正の行爲があるとき認められたとき。  
二、工事の出來形が不完全であるか又は工事の停止、廢止等によつて竣功の見込がないと認められたとき。  
第十二條 この規程によつて提出する書類は總て其の工事施行地の屬する市町村役場及び地方事務所を經由しなければならない。  
第十三條 この規程による事業年度は四月から翌年三月までの一ヶ年とする。  
附 則  
この規程は公布の日からこれを施行する。  
昭和十九年一月鳥取縣告示第十六號は廢止する。  
従前の規程で補助指令を受けて事業施行中のものはこの

規程によつて指令を受けたものとする。

第一號様式

昭和 年 害復舊耕地事業補助願  
標記の事業を施行致しますから災害復舊耕地事業補助規程によつて補助して下さいませう御願ひ致します。  
昭和 年 月 日  
住 所 氏 名 印

知事宛

第二號様式

昭和 年 害復舊耕地事業設計書變更願  
昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令  
に基く設計書を別紙の通り變更致しますから關係書類を添えて御届致します。  
昭和 年 月 日  
住 所 氏 名 印

知事宛

第三號様式

昭和 年 害復舊耕地事業補助金前渡願  
昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令  
に基く補助金を前渡して下さいませう御願ひ致します。  
昭和 年 月 日  
住 所 氏 名 印

知事宛

第四號様式

昭和 年 害復舊耕地事業補助金請求書(第一回)  
一、金 年度事業の爲支出した金額  
昭和 年 月 日鳥取縣受耕第 號補助指令に基く前記の補助金を交付して下さいませう。  
昭和 年 月 日  
住 所 氏 名 印

知事宛



00544

湖南中學校	吉岡村、大郷村	同吉岡村大字吉岡一六八ノ一 一六八ノ二	同	吉岡村外一ヶ村同
氣高中學校	實木村、酒津村、瑞穂村	同實木村大字實木一一一五六	同	實木村外二ヶ村同
正條同	正條村	同正條村大字八幡三八二ノ二	村立	正條村
鹿野同	鹿野町、逢坂村、小鷲河村、勝谷村同鹿野町大字鹿野八九六	同鹿野町大字鹿野八九六	組合立	鹿野町外三ヶ村學校組合
青谷同	青谷町	同青谷町三四五六	町立	青谷町
山西同	中郷村、勝部村、日置谷村、日置村同中郷村大字亀尻二五七	同中郷村大字亀尻二五七	組合立	中郷村外三ヶ村學校組合
明治同	明治村	同明治村大字松上一三三ノ五	村立	明治村
東伯那				
東郷中學校	東郷村、松崎村、舍八村	東伯那東郷村大字久見一一〇	組合立	東郷村外二ヶ村學校組合
河北同	上井町、西郷村、上北條村、花見村同上井町大字上井五四六、五四九同	同上井町大字上井五四六、五四九同	同	上井町外三ヶ村同
羽合同	長瀬村、淺津村、橋津村、宇野村同長瀬村大字長瀬一一三五	同長瀬村大字長瀬一一三五	同	長瀬村外三ヶ村同
三朝同	三朝村、三徳村、小鹿村	同三朝村大字山田ノ馬場二一四	同	三朝村外二ヶ村同
旭同	旭村	同旭村大字本泉一七八	村立	旭村
竹田同	竹田村	同竹田村大字穴鴨二二三	同	竹田村
倉吉東同	成德校下、上灘校下	同倉吉町大字仲之町	町立	倉吉町
倉吉西同	明倫校下、小鴨村	同 鍛冶町一丁目	同	同
鴨川同	上小鴨村、南谷村、矢送村	同上小鴨村大字鴨河内 座頭落一七四〇ノ一	組合立	上小鴨村外二ヶ村學校組合

00545

山守同	山守村	同山守村大字堀二一六三	村立	山守村
久米同	北谷村、高敷村、社村	同北谷村大字横田五六八	組合立	北谷村外二ヶ村學校組合
鎌ヶ丘同	由良町、栗村	同由良町大字由良宿	同	由良町外一ヶ村同
太瀬同	大誠村、瀬手村	同大誠村大字瀬戸四〇	同	大誠村外一ヶ村同
北條同	下北條村、中北條村	同下北條村大字馬原 一七〇、一七二、一七三	同	下北條村外一ヶ村同
浦安同	浦安町	同浦安町大字下伊勢五〇四ノ一	町立	浦安町
聖郷同	下郷村、上郷村	同下郷村大字幼一五二	組合立	下郷村外一ヶ村學校組合
古布庄同	古布庄村	同古布庄村大字古長一八八	村立	古布庄村
赤碓同	赤碓町、安田村、成美村、以西村同赤碓町大字赤碓二六四	同赤碓町大字赤碓二六四	組合立	赤碓町外三ヶ村學校組合
西伯那				
下市中學校	逢坂村、東伯那上中山村、下中山村	同東伯那逢坂村大字陸津字才ノ坪	組合立	逢坂村外二ヶ村學校組合
名和同	光徳村、名和村、庄内村、御來屋町同御來屋町大字東岡山四七六	同光徳村大字東岡山四七六	同	御來屋町外三ヶ村同
大山同	大山村	同大山村大字佐摩三四〇	村立	大山村
所子同	所子村	同所子村大字所子二一八ノ一	同	所子村
箕蚊屋第一同	縣村、大高村	同大高村大字尾高五六九第一	組合立	縣村外一ヶ村學校組合
箕蚊屋第二同	縣村、春日村、日吉津村	同縣村大字蚊屋一六七ノ二	同	縣村外二ヶ村同
尙徳同	尙徳村、五石村、成實村	同尙徳村大字青木九二	同	尙徳村外一ヶ村同

法勝寺同 法勝寺村、大瀨村、栗津村、東長田村、上長田村 同法勝寺村大字法勝寺 五三、四九一 同 法勝寺村外一ヶ村同

美保同 大笹津村、和田村、崎津村 同大笹津村 同 大笹津村外二ヶ村同

弓ヶ濱同 富益村、夜見村、彦名村 同富益村二〇七〇 同 富益村外二ヶ村同

誠道同 餘子村、中濱村 同餘子村大字竹内字花園 同 餘子村外一ヶ村同

境同 境町、上道村 同境町明治町五 同 境町外一ヶ村同

渡同 渡村 同渡村大字渡一四六一 同 渡村

外江同 外江村 同外江村大字伊勢宮前二〇五 同 外江村

大幡同 大幡村 同大幡村大字岸本三七五 同 大幡村

鳥取縣告示第五百四十四號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險を次のように指定した。

昭和二十二年十一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名 診療所 診療所所在地 氏名 指定年月日

内科 海醫院 岩美郡東村大字 瀧 昭和二十二年十一月二十八日

耳鼻咽喉科 林醫院 東宇南茶町五 林昇 同

鳥取縣告示第五百四十五號

昭和二十二年七月三十一日農林省令第六十三號青果物及漬物配給規則第十二條の規定により漬物の生産地域別出荷機關を次のように認可登録した。

昭和二十二年十一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

生産登録 出荷機關名 所在地 登録者氏名

第一 鳥取縣農産加工協同組合 鳥取市東品治町一九ノ五 村上政太郎

同 二 鳥取縣東部漬物出荷組合 鳥取市川端四丁目六〇 平井甚市

同 三 鳥取縣中部同 鳥取縣西伯郡御來屋町 深野實治

同 四 鳥取縣西部同 鳥取縣米子市萬能町五 山崎久作

鳥取縣告示第五百四十六號

物價統制令第五條第一項の規定により甘諸館の販賣價格の統制額を次のように認可する。

昭和二十二年十一月二十八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、認可を申請した者の名稱 鳥取縣東伯地區甘諸館工業協同組合

二、認可した價格等の額及び實施の日

(一) 額

品 級	製造業者(製造業者の團體を含む)販賣價格(一〇貫匁につき)
一級品	三、二〇〇、〇〇
二級品	三、一五〇、〇〇
三級品	一、八〇〇、〇〇
格 外	一、二〇〇、〇〇

(二) 實施の日 昭和二十二年十二月一日

(三) 前表の販賣價格は鳥取縣知事の定めたる基準に従つて東伯地區甘諸館工業協同組合において行う検査に合格し容器に検査證紙(検査員の検印するものに限る)及び封緘紙を貼付したものの統制額でそうでないものの販賣價格の統制額は格外品の半額とする。

(四) 前表の統制額には物品税を含まない。

(五) 前表の統制額は荷造費(容器代を除く)を含み賣主の工場渡し倉庫渡し又は店先渡しとする。

(六) 前表の統制額は東伯地區甘諸館工業協同組合の組合員以外のものには適用しない。

鳥取縣告示第五百四十七號

一、價格等統制令第七條第一項の規定による價格等の額の指定、同令第三條第一項又は同令第四條ノ四第一項の規定による價格等の額の認可中現に効力あるものはこれを廢止する。

二、次に掲げる告示による統制額の指定はこれを廢止す

